



2020年2月13日

各 位

会 社 名 昭 和 電 工 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 森 川 宏 平
(コード番号 4004 東証第1部)
問 合 せ 先 CSR・総務部広報室長 結城 久美子
TEL.03-5470-3235

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月26日開催予定の第111回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 総会の招集(変更案第12条)について

株主総会の柔軟な運営のため、定款第12条第2項の一部を変更するものであります。

(2) 代表取締役および役付取締役(変更案第20条)について

機動的な業務執行を確保するため、社長を執行役員からも選定できるよう、定款第20条第2項の一部を変更するものであります。また、変更案第3項のとおり、役付取締役についての記載を整理いたします。

(3) 取締役会の招集権者(現行定款第21条)について

取締役会の柔軟な運営のため、会社法第366条第1項に規定される定款の定めを削除するものであります。

(4) 執行役員(変更案第27条)について

当社が第93期から採用している執行役員制度を定款上明確に規定するため、変更案第27条を新設するものであります。

(5) その他の変更の理由(変更案第12条 第13条)について

他の規定の記載との平仄を合わせるため、変更案第12条、第13条の表題を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条	第1条

<p> (省略)</p> <p>第11条</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年3月に開き、臨時株主総会は、必要のある場合に開く。</p> <p>② 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。取締役社長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役が招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第14条</p> <p> (省略)</p> <p>第19条</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、取締役会長が招集する。取締役会長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>第22条</p> <p> (省略)</p>	<p> (現行どおり)</p> <p>第11条</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年3月に開き、臨時株主総会は、必要のある場合に開く。</p> <p>② 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。取締役社長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条</p> <p> (現行どおり)</p> <p>第19条</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役または執行役員中から社長1名を選定する。</p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって会長その他の役付取締役を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第21条</p> <p> (現行どおり)</p>
---	--

<p>第27条</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>第41条</p>	<p>第26条</p> <p>(執行役員)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議により執行役員を置き、当会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第41条</p>
--	--

3. 日程

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2020年3月26日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2020年3月26日 |

以上